

「沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」に規定する  
主宰者等の指名について

発出年月日：平成9年3月28日

文書番号：沖例規務3

公表範囲：概要等公表改正

前略・・・平成25.02 沖例規務1

沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成9年沖縄県  
公安委員会規則第5号)第3条に規定する聴聞の主宰者及び同規則第21条に規定  
する弁明録取者として警察本部長の指名する職員を定めたものである。

附 則(平成25年2月15日沖例規務第1号)